

## 第2章 障害福祉サービス・地域生活支援事業の整備・充実

### 第1節 平成23年度の目標値の設定

#### 1. 入所施設の入所者の地域生活への移行

入所施設の入所者の地域生活への移行について、国の指針では、平成23年度末までに、現在における入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。

京丹後市では、国の指針に従い、施設入所者の地域生活への移行をめざすため、市内におけるサービス提供基盤の状況や今後の整備状況、また、地域性等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取組みを進めます。

項目	数値	考え方
現入所者数	123人	平成17年10月1日の人数 (A)
目標値(地域移行数)	4人	地域移行者数(B)
	3.3%	(B) / (A)

## 2．入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院に入院中の精神障害者の地域生活への移行について、国の指針では、平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という)が退院することをめざし、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定することとされています。

京丹後市では、市内におけるサービス基盤の状況や今後の整備状況、また、地域性等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取組みを進めます。

項目	数 値	考え方
現在数	13 人	現在の退院可能な精神障害者数
目標値(減少数)	4 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

## 3．福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の指針では、現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上を目安として、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定することとされています。

京丹後市では、国の指針に基づき、以下の数値目標を設定し、取組みを進めます。

項目	数 値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (A)
目標値(目標年度の年間一般就労移行者数)	4 人	平成 23 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (B)
	4 倍	

## 第2節 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

### 1. 障害福祉サービス及び相談支援の量の見込み

障害福祉サービス及び相談支援の見込み量については、国の作成したサービス見込み量推計ワークシートを活用するとともに、国の指針に基づき、障害のある人の利用意向や、事業者の新体系への移行希望等を勘案して設定しています。

数値については、一か月当たりの見込み量です

サービス名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問系	居宅介護	2,619 時間	2,754 時間	2,970 時間	3,672 時間
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
日中活動系	生活介護	594 人日	2,486 人日	3,256 人日	4,576 人日
	自立訓練(機能訓練)	0 人日	44 人日	44 人日	66 人日
	自立訓練(生活訓練)	132 人日	220 人日	374 人日	880 人日
	就労移行支援	0 人日	330 人日	572 人日	946 人日
	就労継続支援(A型)	0 人日	0 人日	132 人日	286 人日
	就労継続支援(B型)	0 人日	1,034 人日	1,540 人日	3,608 人日
	療養介護	2 人	2 人	2 人	2 人
	児童デイサービス	218 人日	224 人日	230 人日	250 人日
	短期入所	91 人日	98 人日	126 人日	238 人日
居住系	共同生活援助(GH)	25 人	29 人	34 人	43 人
	共同生活介護(CH)				
	施設入所支援	0 人	55 人	76 人	122 人
相談支援(サービス利用計画作成)		16 人	16 人	19 人	30 人

見込み量の数値は年度の1年間の数値ではなく、1月間の数値を見込むことになっています。単位が「時間」の場合は1月あたりの延べ時間、「人日」の場合は1月あたりの利用者数に月平均利用日数を乗じた数値、「人」の場合は1月あたりの利用者数となっています。

## 2. 各種サービスの内容

### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ等の身体介護、洗濯や掃除等の家事援助を行うサービスです。

### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害のある人にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

### (3) 行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする障害のある人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

### (4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

### (5) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間に入浴や排せつの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。

### (6) 自立訓練（機能訓練 / 生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### (7) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

**( 8 ) 就労継続支援 ( A 型 = 雇车型 / B 型 = 非雇车型 )**

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

**( 9 ) 療養介護**

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

**( 10 ) 児童デイサービス**

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

**( 11 ) 短期入所**

自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ食事等の介護を行うサービスです。

**( 12 ) 共同生活援助 ( グループホーム )**

共同生活を行う住居で、主に夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

**( 13 ) 共同生活介護 ( ケアホーム )**

共同生活を行う住居で、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

**( 14 ) 施設入所支援**

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴や排せつの介護等を行うサービスです。

**( 15 ) 相談支援 ( サービス利用計画作成 )**

障害福祉サービスの支給決定を受けた障害のある人やその保護者が、対象となるサービスを適切に利用できるよう、障害のある人の心身の状況やサービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

### 3．見込み量の確保の方策

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、サービスの利用者がより良いサービスを多くの事業所の中から選択できるよう、また、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう体制づくりを進めます。

今後も事業者との連携を図るとともに、京都府や近隣の市町と協力し、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけるなど、必要量の確保に努めます。

「居宅介護」や「行動援護」等の訪問によるサービスについては、サービスを担う人材の充実を図り、質の向上に努めるとともに、事業者との連携を図り、適切なサービスの提供を推進します。

「生活介護」や「自立訓練」等の日中活動のサービスに関しては、サービス提供体制の整備を進め必要なサービスが提供できるよう図っていくとともに、事業者の新事業への移行が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

なお、一般就労への移行をめざした「就労移行支援」等については、公共職業安定所、事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのネットワークの形成や、就労に関する相談支援体制の充実や職場体験等の施策を実施し、就労支援を推進していきます。

「共同生活援助」「共同生活介護」等の居住サービスについては、知的障害・精神障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、今後、整備の必要性が高く、市内での事業の実施を推進し、事業者等へ必要な支援を行なっていきます。

## 第3節 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて実施される事業で、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に実施される事業です。

実施される事業は、必須とされている「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」のほか、市町村の判断により任意に実施する「その他の事業」があります。

京丹後市では、必須事業に加え、「その他の事業」として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費給付事業」、「生活支援事業」、「日中一時支援事業」、「生活サポート事業」、「社会参加促進事業」を実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するとともに、事業の充実を図ります。

### 1. 地域生活支援事業の量の見込み

地域生活支援事業の見込み量を設定するにあたって、国の指針では特に定めはありません。しかし、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成18年7月13日 障地発第0713001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知)により、作成に関する基本的な考え方や見込み量の単位等が定められたため、その通知に基づくとともに、障害のある人のこれまでの利用状況や利用意向等を勘案して推計しています。

数値については、年度当たりの見込み量です

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能強化事業	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	0箇所	2箇所	2箇所	2箇所
成年後見制度利用支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
コミュニケーション支援事業	296人	308人	320人	358人
日常生活用具給付等事業	320件	970件	975件	980件
移動支援事業	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
	900人	900人	900人	900人
	12,000時間	12,000時間	12,000時間	12,000時間
地域活動支援センター事業	0箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	0人	4,181人	4,338人	4,854人
訪問入浴サービス	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	261人	261人	261人	261人
児童日中一時支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	1,170人	1,900人	2,200人	2,600人
日中短期入所事業	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
	1,300人	1,400人	1,500人	1,800人
更生訓練費給付事業	85件	60件	60件	24件
視覚障害者歩行訓練事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
精神障害者社会復帰教室	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
障害者共同生活訓練事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
生活サポート事業	0件	1件	1件	1件
視覚・聴覚障害者研修	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
奉仕員養成事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
自動車運転免許取得助成	0件	1件	1件	1件
自動車改造費助成	1件	1件	1件	1件
経過的デイサービス事業	1箇所			
経過的精神障害者地域生活支援センター	1箇所			

## 2 . 各種事業の内容

### ( 1 ) 相談支援事業

#### 【障害者相談支援事業】

障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。

#### 【地域自立支援協議会】

相談支援事業の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議など、地域の障害福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす協議の場です。

#### 【相談支援機能強化事業】

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を行う事業です。

#### 【住宅入居等支援事業】

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害者について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言等を行う事業です。

#### 【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

## **(2) コミュニケーション支援事業**

聴覚・言語機能に障害のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。

## **(3) 日常生活用具給付等事業**

重度の障害のある人に日常生活用具を給付又は貸与する事業や点字図書の給付を行う事業です。

## **(4) 移動支援事業**

屋外での移動が困難な障害のある人などに、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。

## **(5) 地域活動支援センター事業**

障害のある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

## **(6) 訪問入浴サービス事業**

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において入浴サービスの提供を行う事業です。

## **(7) 日中一時支援事業**

### **【児童日中一時支援事業】**

養護学校等に在籍している障害のある児童に対して放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。

### **【日中短期入所事業】**

障害のある人に対して通所サービス事業所等で日中活動の場を提供する事業です。

---

### **要約筆記：**

聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより、数倍も速くて全て文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

#### **( 8 ) 更生訓練費給付事業**

「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき、身体障害者更生援護施設等に入所している人に対して更生訓練費を支給します。

#### **( 9 ) 生活支援事業**

視覚障害のある人に歩行訓練士を派遣し、歩行訓練や生活訓練の支援を行う視覚障害者歩行訓練事業や、精神障害のある人にレクリエーション、創作や季節の行事等を実施する精神障害者社会復帰教室、障害のある人にグループホームまたはケアホームを利用して主に夜間及び休日において日常生活上必要な訓練・指導を行う障害者共同生活訓練事業を実施します。

#### **(10) 生活サポート事業**

障害者自立支援法に基づく介護給付支給決定者以外の障害のある人に対して、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。

#### **(11) 社会参加促進事業**

視覚・聴覚障害のある人の社会研修や、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する奉仕員養成事業、障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

#### **(12) 経過的デイサービス事業**

平成 18 年 10 月 1 日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間(平成 19 年 3 月末までの間)利用者に対して継続してデイサービスを提供する事業です。

#### **(13) 経過的精神障害者地域生活支援センター**

平成 18 年 10 月に地域活動支援センター等へ移行することが困難な精神障害者地域生活支援センターが、移行するまでの間(平成 19 年 3 月末までの間)利用者に対して引き続きサービスを提供する事業です。

### 3．見込み量の確保の方策

障害のある人が必要とする情報の提供やサービスの利用を支援するため、相談支援事業所の整備に努め、相談支援の質を高めるとともに、ネットワークを構築するなど相談支援体制の充実に努めます。

また、サービス内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、地域自立支援協議会において必要に応じて検討を行い、事業内容の充実に努めるとともに、サービスを担う人材の充実と質の向上とを図り、適切な事業運営に努めます。

そして、事業者に対して的確な指導を行える環境づくりと事業者との連携を図るとともに、必要に応じて京都府や近隣の市町と協力して広域的な事業の実施を検討する等、より効果的で質の高い事業の実施体制づくりを推進します。